

今回は、雇用保険法の法改正（令和元年10月1日～）に関する内容です。

雇用保険法の教育訓練給付金が令和元年10月1日以降改正されています。

ここ数年間で頻繁に改正されていますが、テキストや厚生労働省のホームページを確認しても今一つ頭に入ってきません。

テキストを読む際には、**丁寧に読む前に、大きな概略を掴んでいきます。**

今回の法改正では、特定一般教育訓練が新設されています。

前回改正された「専門実践教育訓練」も難解で、深追いすると訳が分からなくなります。

細かい箇所はスルーして、鳥の目で押さえてきます。

下記の全体像・支給要件期間・支給額をそれぞれ5分間使用して暗記していきます。

メモやノートに貼って繰り返し覚え込みます。

全体像・支給要件期間・支給額の3つを把握するだけでも教育訓練給付金に関しては大きな前進です。

後の細かい箇所は、過去問やテキストでバージョンアップすれば得点源になっていきます。

繰り返しになりますが、最初は、大きく全体像を把握することが理解が早まります。

[暗記シート] 法60条の2 (教育訓練給付金 全体像)

**POINT!!**

失業等給付

求職者給付	就職促進給付	教育訓練給付	雇用継続給付
-------	--------	--------	--------

教育訓練給付金			教育訓練支援給付金
一般教育訓練	特定一般教育訓練	専門実践教育訓練	(内容) 専門実践教育訓練を受けている日のうち失業している日について支給。

特定一般教育訓練：令和元年10月1日に新設  
その指定講座として、税理士、社会保険労務士などの資格取得を訓練目標とする課程や、介護職員初任者研修など計150講座

一般教育訓練・特定一般教育訓練	専門実践教育訓練
雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練で、専門実践教育訓練以外のもの	雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち <u>中長期的なキャリア形成を資する専門的かつ実践的な教育訓練</u> として厚生労働大臣が指定する教育訓練

[暗記シート] 法60条の2 (教育訓練給付金 支給要件期間)

**POINT!!**

■支給要件期間

一般教育訓練・特定一般教育訓練	専門実践教育訓練
1年以上 (※①)	2年以上 (※①)
3年以上	3年以上 (※②)

※①基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがない者

※②平成30年法改正 10年以上⇒3年以上

■支給申請

一般教育訓練・特定一般教育訓練	専門実践教育訓練		
(事後) 修了日の翌日から起算して1カ月以内	事前	受講中	追加給付
	専門実践教育訓練開始日の 1カ月前	6カ月(支給単位期間)の末日の翌日から起算して1カ月以内	雇用された日の翌日から 1カ月以内

## [暗記シート] 法60条の2 (教育訓練給付金 支給額)

## POINT!!

一般教育訓練	特定一般教育訓練	専門実践教育訓練	
		専門実践教育訓練(修了者)	専門実践教育訓練 (修了+資格取得+就職※)
支給率: 100分の20	支給率: 100分の40	支給率: 100分の50	支給率: 100分の70
(上限) …10万円	(上限) …20万円	(上限) 年間…40万円 合計の上限…120万円	(上限) 年間…56万円 合計の上限…168万円

専門実践教育訓練を受けている日のうち失業している日について支給。



教育訓練支援給付金  
基本手当日額×80%  
(専門実践教育訓練受講中の生活保障)

- ※受講終了日の翌日から起算して1年以内に一般被保険者、高年齢被保険者として雇用された場合  
[不支給の場合]
- 受講費用が4,000円を超えない場合 (受講費用×支給率)
  - 基準日前3年以内に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合